

## 申23号 「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化」に関する基本交渉を行う！ その②

**第7項** 新手法導入にあたっては、線区ごとに試行を1年以上行い、データ収集が可能であるか、年間を通じた傾向の把握が可能であるかを検証すること。また、施策が定着するまでは、駅間に関する巡視頻度は間現行通りとすること。

**新しい総合巡視周期の3ヶ月に1回は、四季の変化を考えて設定した。**線路総合巡視は、列車と徒歩があり、今回第3のツールとしてモニタリング装置を導入する。

East-i の他にもモニタリング装置で高頻度にデータを集められるようになる。

駅構内は変化が多いので、繰り返し見ていく必要があるため、巡視周期はそのままとした。

(組合) 新しい物を導入するときは、以前のものと同様に並行して行くべきだ。データが取れることの確認が出来たら巡視周期を段階的に延ばし、最終的な確認ができたなら本実施とすべきだ。

(会社) 装置の導入とデータの整備や教育が終わり次第導入となる。その前の試走行段階で、データが取れず、**使えない状態でも「使え」とはならない。**そのため順次使用開始としている。

**第8項** モニタリング装置に適した軌道状態を維持できるように、必要な対策を行うこと。また、そのための要員と予算を確保すること。

**軌道状態を最良の状態(マクラギや締結装置に碎石がない、雑草が繁茂していない等)を維持していくことが大切**である。その状態を保つことで、モニタリング装置によるデータ収集が生きてくる。

雑草対策も、田圃を枯らしてしまったりしたが、専門家の指導を頂いて効果がでている。

基準費はそのために配分している。モニタリング装置のために軌道整備するのは順番が違う。

**第9項** モニタリング装置導入にあたっては、保線部門の現業機関に在籍する全社員に対する教育を十分に行うこと。また、導入後も一定期間要員を減らさずに対応すること。

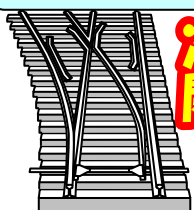
システムの操作研修は、実際に即して行うのが望ましいので、様々な場で行う。モニタリング研修は、新白河で行い、装置の仕組みなど専門的な研修となる。この研修の受講生が職場で勉強会などを行い展開していく。全員が使用できる状態にしていく。専任担当者は配置しない。

マニュアルは電子データの状態で配布を考えている。DVD は全員に配布とはならないので、数人で観ていくことになる。

**第10項** モニタリング装置の担当者については、育成プラン修了者を充てること。

(組合) 育成プランは、目安として業務を一通りこなし、指導が出来るところまでという認識である。育成プラン途中の若手が業務のツールとして使用することは理解するが、あくまでデータと現物をチェックして理解を深めていくこと、ここが一番大切ということによいか。

(会社) 育成プランは目安として設定している。多少背伸びしてでもチャレンジはしてほしいという思いはある。**現場に行き行って線路に見ることを重ねて成長していただく。モニタリングのデータで事前に狙いを付けて、現物を見て確認するのが大事である。**



**次回は4/13に行います！  
閑散線区の保守業務見直しと教育体制について行います  
※共通の第5項と第6項も次回行います**